

■**対象**

花巻産黒毛和種の子牛を肥育素牛として導入し、市内の農場で肥育後出荷する肥育農家

※肥育素牛の導入は、自家保留または県内市場で購入した場合に限りです

■**補助額**

1頭当たり5万円（1経営体当たり上限頭数20頭）

■**補助対象期間**

4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

■**申請方法**

申請書に必要事項を記入の上、農政課へ提出

※JAいわて花巻の組合員の場合

花巻産牛銘柄確立緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症に伴う消費需要の減少により、経営の悪化が懸念される肉用牛肥育農家を対象に、花巻産の肥育素牛の導入経費を支援します。

肉用牛肥育農家の経営を支援します

【問い合わせ・提出】
農政課(☎23・1400)

は、同畜産販売課へ提出してください

本事業に加え▼市とJAいわて花巻が実施している花巻産牛銘柄確立対策事業(1頭当たり4万円(市：2万円、JA：2万円)▼県が実施している肥育経営生産基盤強化緊急支援事業(1頭当たり1万円)―を併用することにより、最大で10万円の支援を受けることができます。
詳しくは、左記へお問い合わせください。

※申請書は、農政課、各総合支所産業係、JAいわて花巻畜産販売課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)に市が上乗せ補助を実施
花巻市肉用牛肥育経営安定緊急対策補助金を交付します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収となった肉用牛肥育農家の経営を支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)に上乗せ補助を行います。

する法律その他関係法令に違反し、罰金以上の刑に処された人―などは対象外

- 対象** 肉用牛生産者(肉用牛肥育経営安定交付金の対象者に限る)
- 助成率** 標準的生産費から標準的販売価格を差し引いた額の10分の1
- 対象期間** 4月～令和3年3月
- 問い合わせ** 農政課(☎23-1400)

●**肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)**

国では、畜産経営の安定化を図ることを目的に、肉用牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回った肉用牛生産者に対し、交付金を支給しています。

◆**対象** 肉用牛生産者

※▶資本金の額が3億円を超え、従業員が300人を超える会社▶暴力団員▶畜産経営の安定に関

◆**交付率** 標準的生産費から標準的販売価格を差し引いた額の10分の9

↑標準的生産費↓	家族労働費	↑差額↓	市補助金	10分の1
	物財費など		交付金	10分の9
			標準的販売価格	

※申請方法など詳しくは、下記にお問い合わせください

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)

国民健康保険税の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
本館市民税課(☎41-3526)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、国民健康保険税の一部または全額の免除を受けることができます。

- 対象・減免額**
- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が前年比で30%以上見込まれる世帯…**右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2]の減免割合を乗じた額**
- ※②の場合には一定の要件があります

【表1】

対象保険税額＝A×B÷C
A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B…減少することが見込まれる収入に係る前年所得金額
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額

【表2】

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

申請を希望する場合は、事前に本館市民税課(☎41-3526)にご相談ください

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 国保税の納付を忘れずに ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

本年度の国民健康保険税(以下「国保税」と言います)の納税通知書は7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付します。

納付回数は原則7月から翌年2月までの8回ですが、年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。

国保税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)

納付書での納付は市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本館収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内の納付書に限る)。

また、口座振替やインターネットを活用した「クレジットカード」「ペイジー」での納付も可能です。

※「クレジットカード」「ペイジー」での納付にはシステム使用料がかかります

特別徴収(年金から差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収になります。なお、特別徴収の人でも、申し出により口座振替に変更することができます。

ただし、国保税の納付状況により変更できない場合もあります。

新型コロナウイルス感染症対策以外の国保税の軽減・減免制度

●非自発的失業者に係る軽減制度

倒産や解雇などにより離職した人(離職日時点で65歳未満)で雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、申告により国保税が軽減されます。

●減免制度

災害による住宅損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以上)のため納付が困難な人は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前です。

きくみみ岩手 感染症生活支援相談窓口ガイドブックを配布しています

新型コロナウイルス感染症に関する生活支援などの相談窓口を取りまとめたガイドブックを作成しました。ガイドブックは、同団体ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/iwate/iwate.html>)に掲載しているほか、希望者には無償で郵送します。お気軽に申し込みください。

■**問い合わせ・申し込み** きくみみ岩手[月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(☎019-622-3470)]